

議事要旨(8)金融商品専門委員会における検討状況（金融商品の時価開示）について

西川委員長より、金融商品専門委員会において、時価等の開示拡充の範囲及びその方法が議論されている旨の説明がなされた後、秋葉主席研究員より、前回からの主な修正として、「金融商品に関する会計基準（案）」及び「金融商品に係る時価情報の開示に関する適用指針（案）」について次のような説明がなされた。

- ・ 注記事項として、「金融商品の状況に関する事項」、「金融商品の時価等に関する事項」の開示を求める。
- ・ 開示の拡大を図る上で、現行の「市場価格のない有価証券」を「時価を把握することが極めて困難な有価証券」とすることで、時価評価できない金融商品の範囲を限定的なものとする。このため、時価をもって貸借対照表価額とする有価証券の例外的な取扱いについても、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券に限定されることとする。
- ・ 最近では証券化等により貸付金を売却するケースもあるという指摘を踏まえ、金銭債権については、原則として時価評価は行わないこととした理由について、貸付金等の債権は売却することを意図していない場合が少なくないという内容に修正している。

「金融商品に係る時価情報の開示に関する適用指針（案）」については、「金融商品の状況に関する事項」の注記内容のうち、主に、当期中に減損処理を行った有価証券、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引、金銭債権、及び社債等の負債項目に関する注記事項について説明が行われた。また、具体的な開示例については、製造業の開示例を用いて説明が行われた。

説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 時価算定方法のルールを示すことを検討していないかという質問に対して、これまでの専門委員会において、合理的に算定された価額の方法を具体的・実務的に示すことは困難であるという議論が行われていること、また、実務指針の記載や公表が予定されている金融商品の時価開示に関する適用指針を参照することで対応できることから、ルールを示す必要はないのではないかという説明がなされた。
- ・ 金銭債権及び金銭債務は会社によって多様となるためそれぞれの内容説明が必要ではないかという発言に対し、これについて専門委員会で引き続き検討していく旨の回答を行った。
- ・ 貸付金等の金銭債権を時価開示することが有用な情報となるのかどうかについては、金銭債権が将来的に時価評価されるか否かにかかわらず議論が必要ではないか、という意見があった。これに対し、金銭債権の時価開示は、企業価値評価の実効性、及び国際的な会計基準との調和といった理由から、情報ニーズがあることを説明した上で、公表が予定されている金融商品に関する会計基準においては、金銭債権の時価評価は要求されず、時価開示にとどめる方針である旨の説明を行った。
- ・ 売掛金、受取手形のように短期的な決済が予定されている債権については、時価が(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

簿価に近似していると考えられるため、時価開示の必要性が乏しいにもかかわらず、これらを時価開示の対象とすることにより、開示対象とされているボリュームが多くなっているのではないかという意見に対し、適用指針（案）の開示例は、既存の有価証券及びデリバティブ取引の開示に置き換えるものであるため、全体的な開示対象のボリュームは概ね増えていない旨の説明が行われた。

以上